

三次市教育委員会議案第43号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部を改正する規則案について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項の規定により，別紙三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部を改正する規則案について，議決を求める。

令和7年3月21日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会議案第 4 3 号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部を改正する規則案を次のように提出する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の一部を改正する規則（案）

（三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部改正）

第 1 条 三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

吉舎小学校，八幡小学校，甲奴中学校，甲奴小学校，小童小学校

」を

「

吉舎小学校，八幡小学校，甲奴中学校，甲奴小学校

」に改

める。

（三次市立学校水泳プール管理規則の一部改正）

第 2 条 三次市立学校水泳プール管理規則（平成 1 6 年三次市教育委員会規則第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第1 三次市立小童小学校水泳プールの項を削る。

別表第2 中

「

三次市立河内小学校水泳プール，三次市立三次小学校水泳プール，
三次市立粟屋小学校水泳プール，三次市立十日市小学校水泳プール
，三次市立八次小学校水泳プール，三次市立酒河小学校水泳プール
，三次市立清河小学校水泳プール，三次市立神杉小学校水泳プール
，三次市立田幸小学校水泳プール，三次市立和田小学校水泳プール
，三次市立川地小学校水泳プール，三次市立川西小学校水泳プール
，三次市立吉舎小学校水泳プール，三次市立八幡小学校水泳プール
，三次市立みらさか小学校水泳プール，三次市立小童小学校水泳プ
ール

」を

「

三次市立河内小学校水泳プール，三次市立三次小学校水泳プール，
三次市立粟屋小学校水泳プール，三次市立十日市小学校水泳プール
，三次市立八次小学校水泳プール，三次市立酒河小学校水泳プール
，三次市立清河小学校水泳プール，三次市立神杉小学校水泳プール
，三次市立田幸小学校水泳プール，三次市立和田小学校水泳プール
，三次市立川地小学校水泳プール，三次市立川西小学校水泳プール
，三次市立吉舎小学校水泳プール，三次市立八幡小学校水泳プール
，三次市立みらさか小学校水泳プール

」に

改める。

(三次市立小中学校通学区域に関する規則の一部改正)

第3条 三次市立小中学校通学区域に関する規則（平成18年三次市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

甲奴小学校	甲奴町のうち本郷・西野・梶田・福田・有田・抜湯・太郎丸・小童（高山及び広石）・宇賀
小童小学校	甲奴町のうち小童（高山及び広石を除く。）

」を

「

甲奴小学校	甲奴町
-------	-----

」に

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

三次市教育委員会議案第43号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する教育委員会規則（案）新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表（第30条の5関係）		別表（第30条の5関係）	
共同事務室設置校	関連校	共同事務室設置校	関連校
三次中学校	河内小学校，三次小学校，八次小学校，八次中学校	三次中学校	河内小学校，三次小学校，八次小学校，八次中学校
十日市中学校	粟屋小学校，十日市小学校，酒河小学校	十日市中学校	粟屋小学校，十日市小学校，酒河小学校
川地中学校	青河小学校，川地小学校，三和小学校，三和中学校	川地中学校	青河小学校，川地小学校，三和小学校，三和中学校
君田中学校	君田小学校，布野小学校，布野中学校，作木小学校，作木中学校	君田中学校	君田小学校，布野小学校，布野中学校，作木小学校，作木中学校
吉舎中学校	吉舎小学校，八幡小学校，甲奴中学校，甲奴小学校	吉舎中学校	吉舎小学校，八幡小学校，甲奴中学校，甲奴小学校，小童小学校
三良坂中学校	みらさか小学校，塩町中学校，神杉小学校，田幸小学校，和田小学校，川西小学校	三良坂中学校	みらさか小学校，塩町中学校，神杉小学校，田幸小学校，和田小学校，川西小学校

三次市教育委員会議案第43号

三次市立学校水泳プール管理規則の一部を改正する教育委員会規則
(案) 新旧対照表

改 正 案		現 行	
別表第1 (第2条関係)		別表第1 (第2条関係)	
プールの名称	管理責任者	プールの名称	管理責任者
略	略	略	略
		三次市立小童 小学校水泳プ ール	三次市立小童 小学校長
別表第2 (第4条関係)		別表第2 (第4条関係)	
プールの名称	公開 期間	プールの名称	公開 期間
三次市立河内小学校水 泳プール, 三次市立三次 小学校水泳プール, 三次 市立栗屋小学校水泳プ ール, 三次市立十日市小 学校水泳プール, 三次市 立八次小学校水泳プー ル, 三次市立酒河小学校 水泳プール, 三次市立青 河小学校水泳プール, 三 次市立神杉小学校水泳 プール, 三次市立田幸小 学校水泳プール, 三次市 立和田小学校水泳プー ル, 三次市立川地小学校 水泳プール, 三次市立川 西小学校水泳プール, 三 次市立吉舎小学校水泳 プール, 三次市立八幡小 学校水泳プール, 三次市 立みらさか小学校水泳 プール	7月 1日 ~8 月31 日	三次市立河内小学校水 泳プール, 三次市立三次 小学校水泳プール, 三次 市立栗屋小学校水泳プ ール, 三次市立十日市小 学校水泳プール, 三次市 立八次小学校水泳プー ル, 三次市立酒河小学校 水泳プール, 三次市立青 河小学校水泳プール, 三 次市立神杉小学校水泳 プール, 三次市立田幸小 学校水泳プール, 三次市 立和田小学校水泳プー ル, 三次市立川地小学校 水泳プール, 三次市立川 西小学校水泳プール, 三 次市立吉舎小学校水泳 プール, 三次市立八幡小 学校水泳プール, 三次市 立みらさか小学校水泳 プール, 三次市立小童小 学校水泳プール	7月 1日 ~8 月31 日

三次市教育委員会議案第43号

三次市立小中学校通学区域に関する規則の一部を改正する教育委員会規則（案）新旧対照表

改 正 案	現 行																												
<p>（学校の指定）</p> <p>第2条 三次市内に住所を有する就学予定者に対する就学すべき小学校又は中学校の指定は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>学校区の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>甲奴小学校</td> <td>甲奴町_____</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>学校区の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	学校区の範囲	略	略	甲奴小学校	甲奴町_____							学校名	学校区の範囲	略	略	<p>（学校の指定）</p> <p>第2条 三次市内に住所を有する就学予定者に対する就学すべき小学校又は中学校の指定は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>学校区の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>甲奴小学校</td> <td>甲奴町のうち本郷・西野・梶田・福田・有田・抜湯・太郎丸・小童（高山及び広石）・宇賀</td> </tr> <tr> <td>小童小学校</td> <td>甲奴町のうち小童（高山及び広石を除く。）</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学校名</th> <th>学校区の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	学校名	学校区の範囲	略	略	甲奴小学校	甲奴町のうち本郷・西野・梶田・福田・有田・抜湯・太郎丸・小童（高山及び広石）・宇賀	小童小学校	甲奴町のうち小童（高山及び広石を除く。）	学校名	学校区の範囲	略	略
学校名	学校区の範囲																												
略	略																												
甲奴小学校	甲奴町_____																												
学校名	学校区の範囲																												
略	略																												
学校名	学校区の範囲																												
略	略																												
甲奴小学校	甲奴町のうち本郷・西野・梶田・福田・有田・抜湯・太郎丸・小童（高山及び広石）・宇賀																												
小童小学校	甲奴町のうち小童（高山及び広石を除く。）																												
学校名	学校区の範囲																												
略	略																												

○三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則

平成16年4月1日教育委員会規則第13号

改正

平成16年7月29日教育委員会規則第38号

平成17年3月24日教育委員会規則第2号

平成18年3月28日教育委員会規則第3号

平成18年10月6日教育委員会規則第12号

平成19年3月30日教育委員会規則第2号

平成19年7月13日教育委員会規則第7号

平成20年1月23日教育委員会規則第1号

平成20年2月15日教育委員会規則第4号

平成20年5月19日教育委員会規則第9号

平成21年3月25日教育委員会規則第4号

平成22年1月26日教育委員会規則第1号

平成23年6月3日教育委員会規則第2号

平成23年11月22日教育委員会規則第6号

平成24年6月4日教育委員会規則第9号

平成26年11月19日教育委員会規則第6号

平成26年12月17日教育委員会規則第8号

平成28年3月24日教育委員会規則第1号

平成29年8月28日教育委員会規則第3号

平成30年12月25日教育委員会規則第10号

平成31年3月26日教育委員会規則第2号

令和元年6月21日教育委員会規則第3号

令和2年3月16日教育委員会規則第1号

令和3年4月21日教育委員会規則第5号

三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則

目次

第1章 総則（第1条—第3条の4）

第2章 就学（第4条—第14条）

第3章 学年，学期，休業日等（第15条—第19条）

第4章 教育活動（第20条—第29条）

第5章 職員（第30条—第37条）

第6章 施設，設備等の管理（第38条・第39条）

第7章 雑則（第40条—第42条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は，三次市立の小学校（以下「小学校」という。）及び中学校（以下「中学校」という。）について，地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条に規定する学校の管理運営の基本的事項及び学校教育法（昭和22年法律第26号）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は，学校教育法，学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「令」という。）及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）の定めるところによる。

（自己評価）

第3条 小学校及び中学校（以下「学校」という。）は，当該学校の教育活動その他の学校運営の状況について，自ら評価を行い，その結果を公表するものとする。

2 前項の評価を行うに当たっては，学校は，その実情に応じ，適切な項目を設定して行うものとする。

（学校関係者評価）

第3条の2 学校は，前条第1項の規定による評価の結果を踏まえた当該学校の児童又は生徒の保護者その他の当該学校の関係者（当該学校の職員を除く。）による評価を行い，その結果を公表するよう努めるものとする。

（評価結果の報告）

第3条の3 学校は，第3条第1項の規定による評価の結果及び前条の規定による評価を行った場合はその結果を，教育委員会に報告するものとする。

（情報の積極的な提供）

第3条の4 学校は，当該学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとも

に、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第2章 就学

(入学期日の通知, 学校の指定等)

第4条 令第5条第1項(令第6条において準用する場合を含む。)の規定による入学期日の通知は、様式第1号による通知書を保護者に交付することにより行う。

(校長に対する入学者等の通知)

第5条 令第7条の規定による就学予定者等の通知は、様式第2号による通知書を当該校長に交付することにより行う。

(指定学校の変更の申立)

第6条 令第8条前段の規定による申立をしようとする保護者は、様式第3号による申立書を教育委員会に提出しなければならない。

2 令第8条後段の規定による通知については、第4条及び前条の規定を準用する。

(区域外就学の届出)

第7条 令第9条の規定により区域外就学の届出をしようとする保護者は、様式第4号による届書を教育委員会に提出しなければならない。

(猶予又は免除の願出等)

第8条 省令第34条の規定による就学義務の猶予又は免除の願出をしようとする保護者は、様式第5号による就学猶予願書又は様式第6号による就学免除願書を教育委員会に提出しなければならない。この場合において当該願書が、現に在籍する学齢児童又は学齢生徒に係るものであるときは、当該校長の副申書を添えなければならない。

2 就学義務の猶予又は免除を受けた保護者は、当該就学義務の猶予又は免除の理由がなくなったときは、速やかに様式第7号による届出書を教育委員会に提出しなければならない。

(視覚障害者等についての通知)

第9条 令第12条第1項の規定により学齢児童又は学齢生徒で視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。以下「視覚障害者等」という。)になったものに関する通知をしようとする校長は、様式第8号による通知書を教育委員会に提出しなければならない。

(出席状況が良好でない学齢児童又は学齢生徒の報告)

第10条 令第20条の規定により、出席状況が良好でない学齢児童又は学齢生徒に関する通知をしようとする校長は、様式第9号による通知書を教育委員会に提出しなければならない。

うとする校長は、様式第9号による報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(出席の督促)

第11条 令第21条の規定により教育委員会が出席の督促をするときは、教育委員会は、当該学齢児童又は学齢生徒の保護者に対して様式第10号による出席督促書を発するものとする。

(出席停止)

第12条 校長は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等、性行不良であつて、他の児童の教育に妨げがある児童又は他の生徒の教育に妨げがある生徒について出席停止を命ずる必要があると認めたときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(1) 他の児童又は生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(2) 職員に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(3) 施設又は設備を損壊する行為

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 教育委員会は、前項の報告を受け、出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、様式第10号の2により、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

3 校長は、出席停止を命ぜられた児童又は生徒についてのその解除を適当と認めたときは、速やかにその理由を記載した書面により教育委員会に申し出なければならない。

4 前3項に規定するもののほか、出席停止の命令に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

5 教育委員会は、出席停止の命令に係る児童又は生徒の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(出欠席の取扱)

第13条 校長は、児童若しくは生徒が次に掲げる理由のため欠席又は欠課したときは、これを特別欠席又は特別欠課として取り扱うことができる。

(1) 忌引

(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による患者の収容又は交通しや断若しくは隔離

(3) 風水火災その他非常災害による交通しや断

(4) 交通機関の事故等の不可抗力による事故

(5) 父母の祭日

(6) 進学、就職等のための受験

(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に必要と認めた理由

2 前項の規定により特別欠席若しくは特別欠課として取り扱うことができる日数又は時間数は、同項第1号の場合においては、父母について7日、祖父母又は兄弟姉妹について3日、おじ又はおばについて1日とし、同項第2号から第7号の場合においては、その都度必要と認められる日数又は時間数とする。

3 特別欠席の日数は、出席すべき日数及び欠席日数のいずれにも算入しない。

4 特別欠課の時間数の取扱いについては、前項の規定を準用する。

(全課程修了者の通知)

第14条 令第22条の規定による全課程修了者の通知をしようとする校長は、様式第11号による通知書を教育委員会に提出しなければならない。

第3章 学年、学期、休業日等

(学年)

第15条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 各学年の学期は、次のとおりとする。

第1学期 4月1日から8月31日まで

第2学期 9月1日から12月31日まで

第3学期 翌年1月1日から3月31日まで

2 校長において必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず教育委員会に届け出て、前期及び後期の二学期とすることができる。

(休業日)

第17条 休業日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日

(3) 学年始休業日 4月1日から4月5日まで

(4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで

(5) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで

(6) 学年末休業日 3月26日から3月31日まで

(7) 農繁期その他において1年を通じ10日以内で校長の定める日

2 校長は、必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、前項第1号

から第6号までの休業日の通算日数の範囲内で、同項第1号から第6号までの休業日を変更することができる。

3 校長は、前条第2項の規定により学期を二学期とした場合は、第1項の規定にかかわらず、教育委員会に届け出て、同項第3号から第6号までの休業日の通算日数の範囲内において、秋季休業日を定めることができる。

4 校長は、第1項第7号の規定による休業日を定めるときは、様式第12号による報告書を教育委員会に提出しなければならない。

5 校長は、第1項第3号から第6号までの休業日において特別の必要があるときは、あらかじめ教育委員会に様式第13号による報告書を届け出て、授業を行うことができる。この場合において、授業を行った日は、授業日とみなす。

(臨時休業の報告)

第18条 校長は、省令第63条の規定により授業を行わなかったときは、様式第14号による報告書を教育委員会に提出しなければならない。

(短縮授業)

第19条 校長は、教育上必要があると認め、授業時間を短縮した場合には、様式第14号による報告書を教育委員会に提出しなければならない。

第4章 教育活動

(教育課程の編成)

第20条 教育課程は、学習指導要領及び教育委員会の定める基準により、校長が編成する。

2 校長は、前項の規定により、教育課程における授業時数を定めるときは、様式第14号の2により教育委員会に届け出なければならない。授業時数の変更についてもまた同様とする。

(特別な教育課程の編成)

第20条の2 校長は、省令第53条、第55条の2、第56条の2（省令第79条において準用する場合を含む。）、第138条及び第140条の規定により、特別な教育課程を編成するときは、様式第14号の3により教育委員会に届け出なければならない。

(特別活動の実施)

第21条 学校は、特別活動を実施するに当たっては、別に定める基準に基づく周到な計画の下に実施し、特に児童又は生徒の保健及び安全のための適切な措置を講じ、教育的成果をあげることに努めなければならない。

2 特別活動の実施に当たっては、保護者の経済的負担が過重にならないよう考慮しなければならない

ない。

3 校長は、宿泊を要する学校行事などを実施しようとするときは、実施する10日前（海外におけるものは1月前）までに、様式第15号により教育委員会に届け出なければならない。

4 校長は、校外での教育活動で宿泊を要しないものを実施しようとするときは、実施する5日前までに、様式第16号による報告書を教育委員会に提出しなければならない。

（学習の評価）

第22条 学習の評価に関する基準は、学習指導要領の趣旨により校長が定める。

（教材の使用）

第23条 学校は、教育活動の一環として使用する教科書以外の図書、その他の材料（以下「教材」という。）で有益適切と認めるものについては、進んでこれを効果的に使用し、教育内容の充実を図るものとする。

（教材の経済的負担）

第24条 学校は、教材の選定に当たっては、保護者の経済的負担が過重にならないよう考慮しなければならない。

（教材の承認）

第25条 学校において教科書の発行されていない教科の主たる教材として教科用図書を使用しようとするとき、又は道徳の教材として図書を計画的かつ継続的に使用しようとするときは、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

2 校長は、前項の承認を受けようとするときは、教育委員会が特に認める場合のほか、承認申請書に当該教材の見本を添えて使用しようとする日の30日前までに教育委員会に提出しなければならない。

（教材の届出）

第26条 学校において次の各号に掲げる教材を14日以上にわたって計画的かつ継続的に使用しようとするときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

（1）副読本、解説書、資料集その他参考書の類

（2）各種のワークブック（学習帳、練習帳及び日記帳の類）

2 前条第2項の規定は、前項の届出をする場合に準用する。この場合において「承認を受けようとする」とあるものは「届出をする」と、「承認申請書」とあるのは「届出書」と、「30日」とあるのは「7日」とそれぞれ読み替えるものとする。

（履修教科の特別措置）

第27条 校長は、省令第54条又は第79条の規定により、児童又は生徒が心身の状況によって履修することが困難な各教科は、その児童又は生徒の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(卒業及び修了の認定)

第28条 校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、児童又は生徒の平素の成績を評価して定めなければならない。

2 校長は、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができないと判定したときは、その児童又は生徒を原学年に留め置くことができる。

3 校長は、前項の措置を行ったときは、その旨を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(卒業証書)

第29条 省令第58条の卒業証書の様式は、様式第17号のとおりとする。

第5章 職員

(職員及びその職務)

第30条 学校に校長、教頭、教諭、学校医、学校産業医、学校歯科医及び学校薬剤師を置く。

2 前項の職員のほか必要があるときは、学校に主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、学校栄養職員、事務職員、助教諭、非常勤講師、養護助教諭、学校支援員、障害児介助指導員、校務員及び給食調理員を置く。

3 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

4 主幹教諭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童又は生徒の教育をつかさどる。

5 指導教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善並びに充実のために必要な指導及び助言を行う。

6 学校支援員は、上司の命を受け、教育補助業務に従事する。

7 障害児介助指導員は、上司の命を受け、児童又は生徒の介助に関する業務に従事する。

8 校務員は、上司の命を受け、学校用務に従事する。

9 給食調理員は、上司の命を受け、学校給食における調理等に従事する。

第30条の2 学校に必要があるときは、栄養主幹、栄養主任、主任栄養士又は栄養士を置く。

2 前項の職員は、学校栄養職員のうちから命ずる。

3 栄養主幹、栄養主任、主任栄養士及び栄養士は、上司の命を受け学校給食の栄養及び食品衛生等に関する業務に従事する。

第30条の3 学校に必要があるときは、総括事務長、事務長、事務主幹、事務主任又は主事を置く。

- 2 前項の職員は、事務職員のうちから命ずる。
- 3 総括事務長は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け、事務を総括する。
- 4 事務長は、学校経営に関し校長を補佐し、校長の命を受け、事務を掌理する。
- 5 事務主幹は、学校経営に参画し、上司の命を受け、命ぜられた事務を整理する。
- 6 事務主任は、上司の命を受け、所定の事務に従事する。
- 7 主事は、上司の命を受け、事務に従事する。

第30条の4 学校に必要があるときは、学校付を置くことができる。

- 2 前項の職員は、校長、教頭、総括事務長又は事務長から命ずる。
- 3 学校付は、上司の命を受け、命ぜられた校務を整理する。

(共同事務室)

第30条の5 別表左欄に掲げる共同事務室設置校に同表右欄に掲げる関連校の庶務、会計、管財等に関する事務を処理させるため、共同事務室を置く。

- 2 共同事務室に第30条の3第1項の職員その他所要の職員を配置する。
- 3 共同事務室にその事務を分掌させるため、必要に応じ、庶務、会計、管財その他の係を置く。
- 4 共同事務室の所掌事務並びに係の設置及び分掌事務は、教育長の定める基準に従い、関連校の校長と協議して共同事務室設置校の校長が定める。
- 5 共同事務室の係員の配置は、共同事務室設置校の校長が定める。
- 6 共同事務室設置校及び関連校の校長は、教育長の定める基準に従い、第4項の所掌事務の一部を、総括事務長又は事務長に専決させることができる。

(校務分掌)

第31条 校長は、調和のとれた学校運営を行うため、校務分掌の仕組みを整えるものとする。

- 2 校長は、毎学年度の初めに、当該年度における職員の校務分掌を定めなければならない。

(教務主任等)

第32条 学校に教務主任及び学年主任を置く。ただし、特別の事情があるときは、これらを置かないことができる。

- 2 中学校に生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、生徒指導主事を置かないことができる。
- 3 学校に保健主事を置く。ただし、特別の事情があるときは、これを置かないことができる。
- 4 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整

及び指導，助言に当たる。

- 5 学年主任は，校長の監督を受け，当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導，助言に当たる。
- 6 生徒指導主事は，校長の監督を受け，生徒指導に関する事項をつかさどり，当該事項について連絡調整及び指導，助言に当たる。
- 7 進路指導主事は，校長の監督を受け，生徒の職業選択の指導，その他の進路の指導に関する事項をつかさどり，当該事項について連絡調整及び指導，助言に当たる。
- 8 保健主事は，校長の監督を受け，学校における保健に関する事項の管理に当たる。
- 9 校長は，前各項に規定する主任等のほか必要があるときは，学校に校務を分担する主任等を置くことができる。

(主任等の命免)

第33条 前条に規定する主任等の命免は，校長が行う。

(司書教諭)

第34条 学校に，司書教諭を置く。

- 2 司書教諭は，校長の監督を受け，学校図書館の専門的職務をつかさどる。
- 3 司書教諭は，当該学校の教諭のうち司書教諭の講習を修了した者をもって充てる。
- 4 司書教諭の命免は，校長が行う。

(学級担任及び教科担任)

第35条 校長は，職員に，学級担任及び教科担任を命ずるものとする。

(職員会議)

第35条の2 校長は，校務運営上必要と認めるときは，その職務の円滑な執行を補助させるため，職員会議を置くことができる。

- 2 職員会議は，校長が必要と認める事項について，教職員間の意思疎通，共通理解の促進，教職員の意見交換などを行う。
- 3 職員会議は，校長が招集し，主宰する。
- 4 前3項に掲げるもののほか，職員会議の組織及び運営について必要な事項は，校長が定める。

(学校評議員)

第35条の3 学校に学校評議員を置く。

- 2 学校評議員は，校長の求めに応じ，学校運営に関し意見を述べることができる。
- 3 学校評議員は，当該学校の職員以外の者で，教育に関する理解及び識見を有するもののうちか

ら、校長の推薦により、教育委員会が委嘱する。

4 前3項に掲げるもののほか、学校評議員の設置及び運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

(服務)

第36条 この規則に定めるもののほか、職員の勤務時間の割り振りに関する事項、職員の出張命令及び休暇の承認に関する事項、その他職員の服務に関し必要な事項は別に定める。

(校務規程)

第37条 校長は、法令、条例及びこれらに基づく規則等に違反しない限りにおいて、その権限に属する校務に関し必要な規程を定めることができる。

第6章 施設、設備等の管理

(施設、設備等の管理)

第38条 校長は、教育効果をあげるため、常に当該学校の施設設備等の保安全管理に努め、その台帳の副本を整理しておかねばならない。

2 校長は、当該学校の施設及び設備の保全、取得、処分又は変更について、教育委員会に意見を申し出ることができる。

(学校の防災及び警備)

第39条 校長は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項に規定する防火管理者並びに労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条第1項に規定する衛生管理者及び同法第12条の2に規定する衛生推進者を選任するものとする。

2 校長は、防火管理者及び衛生管理者又は衛生推進者を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を教育委員会に報告しなければならない。

3 校長は、学校の防災及び警備に関し、職員の職務の分担を定めなければならない。

4 校長は、盗難予防、災害時の警備、非常変災の場合の児童又は生徒の安全のための措置その他学校の警備に関し、必要な事項について計画書を作成し、必要な訓練を実施しなければならない。

5 校長は、消防法第8条第1項に規定する消防計画及び前項に規定する計画書を教育委員会に届け出なければならない。

第7章 雑則

(備えつけるべき表簿及びその保管)

第40条 学校において、備えつけなければならない表簿は、法令の定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校沿革誌
- (2) 卒業証書授与台帳及び修了証書授与台帳
- (3) 学籍簿（学校教育法施行以前のもの）
- (4) 転退学者名簿
- (5) ほう賞台帳
- (6) 懲戒台帳
- (7) 辞令書写簿
- (8) 職員旅行命令簿
- (9) 諸届出願書綴
- (10) 諸規定綴
- (11) 公文書綴
- (12) 視察簿
- (13) 校地校舎の図面
- (14) 諸統計書綴

2 前項各号に掲げる表簿のうち、学校沿革誌、卒業証書授与台帳及び修了証書授与台帳は永久保存とし、学籍簿は20年間保存とし、その他の表簿は5年間保存するものとする。

（報告事項）

第41条 校長は、毎月1日現在における学級数、児童生徒数及び職員数並びに前月における異動状況等を、毎月3日までに、教育委員会に報告しなければならない。

2 校長は、職員が死亡したときは、速やかに死亡時の職名、氏名、死亡年月日、死亡理由、遺族の氏名及び住所、死亡者と遺族の続柄その他必要な事項を教育委員会に報告しなければならない。

3 校長は、第31条第2項及び第33条の規定により、職員の校務分掌を定めたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

4 校長は、風水害、震災、火災、盗難その他の事故により学校の施設又は設備の一部又は全部が毀損し、又は滅失したときは、その状況を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

5 校長は、次に掲げる場合には、直ちにその状況、てん末その他必要な事項を教育委員会に報告しなければならない。

(1) 児童、生徒又は職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第1項に規定する感染症をいう。以下同じ。）にかかったとき。

(2) 児童、生徒又は職員に、集団食中毒事故が発生したとき。

- (3) 感染症にかかっている、かかっている疑いがある、又はかかるおそれのある児童又は生徒の出席停止を命じたとき。
 - (4) 児童又は生徒が死亡したとき。
 - (5) 児童又は生徒が学校における事故その他交通事故等に遭ったとき(児童又は生徒が死亡し、又は負傷した場合に限る。)
 - (6) 職員が前号の事故等により負傷したとき。
 - (7) 職員が交通事故等を起こしたとき又は交通事故等に遭ったとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。
- (その他)

第42条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までになされた合併前の三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(昭和42年三次市教育委員会規則第1号)、君田村立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(昭和47年君田村教育委員会規則第1号)、布野村立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(昭和47年布野村教育委員会規則第3号)、作木村立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(平成4年作木村教育委員会規則第1号)、吉舎町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(昭和41年吉舎町教育委員会規則第8号)、三良坂町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(平成9年三良坂町教育委員会規則第1号)、三和町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(平成41年三和町教育委員会規則第1号)、甲奴町立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則(平成4年甲奴町教育委員会規則第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成16年教委規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年教委規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年教委規則第3号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第4号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則中、第1条の規定は平成23年11月22日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則第1条の施行日の前日までに、改正前の三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成24年6月4日教委規則第9号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年11月19日教委規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月17日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日教委規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月28日教委規則第3号）

この規則は、平成29年8月28日から施行する。

附 則（平成30年12月25日教委規則第10号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この規則による改正後の三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則、三次市立学校水泳プール管理規則又は三次市立小中学校通学区域に関する規則（以下「三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等」という。）の施行に関し必要なその他の行為は、この規則の施行前においても、三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の規定により行うことができる。

附 則（平成31年3月26日教委規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月21日教委規則第3号）

この規則は、令和元年6月21日から施行する。

附 則（令和2年3月16日教委規則第1号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月21日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第30条の5関係）

共同事務室設置校	関連校
三次中学校	河内小学校，三次小学校，八次小学校，八次中学校
十日市中学校	栗屋小学校，十日市小学校，酒河小学校

川地中学校	青河小学校，川地小学校，三和小学校，三和中学校
君田中学校	君田小学校，布野小学校，布野中学校，作木小学校，作木中学校
吉舎中学校	吉舎小学校，八幡小学校，甲奴中学校，甲奴小学校，小童小学校
三良坂中学校	みらさか小学校，塩町中学校，神杉小学校，田幸小学校，和田小学校，川西小学校

改正

平成17年3月24日教育委員会規則第4号

平成18年3月28日教育委員会規則第4号

平成19年3月30日教育委員会規則第3号

平成22年3月30日教育委員会規則第4号

平成24年3月28日教育委員会規則第5号

平成27年6月30日教育委員会規則第10号

平成30年12月25日教育委員会規則第10号

三次市立学校水泳プール管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三次市立学校施設利用条例（平成16年三次市条例第119号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、三次市立学校水泳プール（以下「プール」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(管理責任者)

第2条 プールの管理責任者は、別表第1のとおりとする。

2 管理責任者は、遊泳の調整、警備、監視、清掃、管理運営に必要な業務をつかさどる。

3 管理責任者は、児童生徒の水泳中は、1人以上の監視員を配置して、児童生徒の監視に当たらせなければならない。

(管理)

第3条 プールの管理運営は、当該校の管理責任者が当たるものとする。

(一般公開期間)

第4条 プールを一般利用に公開する期間は、別表第2のとおりとし、公開時間は、管理責任者が別にこれを定める。ただし、市外一般者の利用は、原則として許可しない。なお、管理責任者が必要と認めたときは、公開期間若しくは時間を伸縮し、又は休止することができる。

2 児童生徒以外の者でプールを利用する者は、当該管理責任者の許可を受けなければならない。

(一般公開の使用料)

第5条 一般公開による使用料は、無料とする。

(専用利用の許可)

第6条 一般者においてプールの施設の全部又は一部を専用しようとする者は、別に定める条例による許可を受けなければならない。

2 前項による専用利用の許可をしたときは、その部分については、一般の利用を認めない。

3 専用利用の許可を受けた者は、その権利を他に譲渡し、又は転貸することはできない。

4 三次市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、第1項の許可にあつては、プールの施設の管理上必要と認める条件を付けることができる。

（専用利用の使用料）

第7条 前条に定める専用利用の許可を受けた利用者は、条例に定める専用使用料を納めなければならない。

2 専用利用に当たり特別の要請による水の入替えその他これに要した費用は、すべて利用者の負担とする。

（使用料の減免）

第8条 教育委員会は、体育振興上その他特別の理由があると認めるときは、専用使用料を減額し、又は免除することができる。

（利用の制限）

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を許可しないことがある。

（1）利用者が他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品類を携行しているとき。

（2）利用者が酒気をおびていると認められるとき。

（3）利用者が保護者の同行しない幼児であるとき。

（4）利用者が風紀を乱し、又はそのおそれがあると認められるとき。

（5）利用者が感染性の疾病にかかっていると認められるとき。

（6）前各号に掲げるもののほか、特に管理責任者が不相当と認めるとき。

（退去命令）

第10条 教育委員会は、前条各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者に対し、退去を命ずることができる。

（場内心得）

第11条 プール利用者及び観覧者は、別表第3に定める場内心得に示す各項目を厳守しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の三次市立学校水泳プール管理規則（昭和41年三次市教育委員会規則第2号）、布野村学校水泳プール管理運営規則（昭和51年布野村教育委員会規則第2号）、吉舎町立学校水泳プール管理規則（昭和42年吉舎町教育委員会規則第1号）、三和町立学校水泳プール管理規則（昭和42年三和町教育委員会規則第1号）、甲奴町学校水泳プール管理運営規則（昭和43年甲奴町教育委員会規則第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成17年教委規則第4号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日教委規則第5号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年12月25日教委規則第10号）

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則による改正後の三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則、三次市立学校水泳プール管理規則又は三次市立小中学校通学区域に関する規則（以下「三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等」という。）の施行に関し必要なその他の行為は、この規則の施行前においても、三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の規定により行うことができる。

別表第 1 (第 2 条関係)

プールの名称	管理責任者
三次市立河内小学校水泳プール	三次市立河内小学校長
三次市立三次小学校水泳プール	三次市立三次小学校長
三次市立栗屋小学校水泳プール	三次市立栗屋小学校長
三次市立十日市小学校水泳プール	三次市立十日市小学校長
三次市立八次小学校水泳プール	三次市立八次小学校長
三次市立酒河小学校水泳プール	三次市立酒河小学校長
三次市立清河小学校水泳プール	三次市立清河小学校長
三次市立神杉小学校水泳プール	三次市立神杉小学校長
三次市立田幸小学校水泳プール	三次市立田幸小学校長
三次市立和田小学校水泳プール	三次市立和田小学校長
三次市立川地小学校水泳プール	三次市立川地小学校長
三次市立川西小学校水泳プール	三次市立川西小学校長
三次市立吉舎小学校水泳プール	三次市立吉舎小学校長
三次市立八幡小学校水泳プール	三次市立八幡小学校長
三次市立みらさか小学校水泳プール	三次市立みらさか小学校長
三次市立小童小学校水泳プール	三次市立小童小学校長

別表第 2 (第 4 条関係)

プールの名称	公開期間
三次市立河内小学校水泳プール, 三次市立三次小学校水泳プール, 三次市立栗屋小学校水泳プール, 三次市立十日市小学校水泳プール, 三次市立八次小学校水泳プール, 三次市立酒河小学校水泳プール, 三次市立清河小学校水泳プール, 三次市立神杉小学校水泳プール, 三次市立田幸小学校水泳プール, 三次市立和田小学校水泳プール, 三次市立川地小学校水泳プール, 三次市立川西小学校水泳プール, 三次市立吉舎小学校水泳プール, 三次市立八幡小学校水泳プール, 三次市立みらさか小学校水泳プール, 三次市立小童小学校水泳プール	7月1日～8月31日

別表第3（第11条関係）

場内心得

- 1 入場者は、お互いに場内を清潔にすることに心がけ、かみくずその他よごれた物は、きめられた場所以外にすてないようにしましょう。
- 2 プールに入るとき、上がるときは必ずシャワーで体をきれいに洗いましょう。
- 3 プールに入る前には用便をすまし、プールの中では絶対にしないようにしましょう。
- 4 プールの中では、たんやつばを絶対に、はかないようにしましょう。
- 5 プールの中で、じゃれたり、おぼれたまねをしないようにしましょう。
- 6 泳ぐ時間は、引き続き20分をこえないように、また泳ぐ時間の合計が1時間をこえないようにしましょう。
- 7 プールサイドには、履物をはいたり汚れた足で入場しないようにしましょう。
- 8 場内では、必ず監視員の指示にしたがいましょう。

以上

○三次市立小中学校通学区域に関する規則

平成18年10月6日教育委員会規則第11号

改正

平成19年3月30日教育委員会規則第1号

平成19年9月14日教育委員会規則第9号

平成22年3月30日教育委員会規則第3号

平成24年3月28日教育委員会規則第7号

平成27年6月30日教育委員会規則第9号

平成30年12月25日教育委員会規則第10号

三次市立小中学校通学区域に関する規則

三次市立小中学校通学区域に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第2項の規定に基づき、就学予定者の就学すべき小学校及び中学校の指定（以下「指定学校」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（学校の指定）

第2条 三次市内に住所を有する就学予定者に対する就学すべき小学校又は中学校の指定は、次のとおりとする。

学校名	学校区の範囲
河内小学校	東河内町，西河内町，小文町，山家町（郷川及び青葉会を除く。），穴笠町
三次小学校	日下町，三原町，三次町，山家町のうち郷川・青葉会，栗屋町のうち落岩・荒瀬・下津河内・馬行谷・長谷
栗屋小学校	栗屋町のうち岩脇・元国・中垣内・中の村・亀谷・旭・米丸・小森・大平・上旭・上村・若屋・長伝・細田
十日市小学校	十日市東，十日市南，十日市西，十日市中，十日市町
八次小学校	南畑敷町，畠敷町，四拾貫町，後山町
酒河小学校	東酒屋町，西酒屋町

青河小学校	青河町
神杉小学校	江田川之内町，高杉町，廻神町，三若町のうち芋面
田幸小学校	糸井町，大田幸町，小田幸町，木乗町，志幸町，塩町
和田小学校	向江田町，和知町
川地小学校	上川立町，下川立町，上志和地町，秋町，下志和地町
川西小学校	有原町，三若町（芋面を除く。），石原町，海渡町，上田町
君田小学校	君田町
布野小学校	布野町
作木小学校	作木町
吉舎小学校	吉舎町のうち吉舎・三玉・矢野地・海田原・矢井・清綱（イ組）・敷地・徳市・安田・上安田・知和
八幡小学校	吉舎町のうち丸田・清綱（イ組を除く。）・桧・吉舎川之内・辻・雲通
みらさか小学校	三良坂町
三和小学校	三和町
甲奴小学校	甲奴町のうち本郷・西野・梶田・福田・有田・抜湯・太郎丸・小童（高山及び広石）・宇賀
小童小学校	甲奴町のうち小童（高山及び広石を除く。）

学校名	学校区の範囲
三次中学校	河内小学校，三次小学校の学校区
十日市中学校	栗屋小学校，十日市小学校，酒河小学校の学校区
塩町中学校	神杉小学校，田幸小学校，和田小学校，川西小学校の学校区
川地中学校	青河小学校，川地小学校の学校区
八次中学校	八次小学校の学校区
君田中学校	君田町
布野中学校	布野町
作木中学校	作木町
吉舎中学校	吉舎町
三良坂中学校	三良坂町

三和中学校	三和町
甲奴中学校	甲奴町

(通学区域自由化制度等の特例)

第3条 前条の規定にかかわらず，三次市立小中学校の通学区域自由化実施要領（平成16年三次市教育委員会告示第42号）に定める三次市立小中学校通学区域自由化制度による場合，又は保護者の申立てにより三次市教育委員会が認めた場合は，指定学校以外の学校に就学することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は，公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに，三次市立小中学校通学区域に関する規則（平成16年三次市教育委員会規則第14号）の規定によりなされた手続その他の行為は，この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年教委規則第1号）

この規則は，平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第9号）

この規則は，平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年教委規則第3号）

この規則は，平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日教委規則第7号）

この規則は，平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月30日教委規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は，公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則は，平成27年度分以後の通学区域について適用し，平成26年度分までの通学区域については，なお従前の例による。

(みなし規定)

- 3 この規則の施行の前日（平成27年度分に限る。）に行った手続，処分その他の行為は，この規

則による改正後の三次市立小中学校通学区域に関する規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年12月25日教委規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則，三次市立学校水泳プール管理規則又は三次市立小中学校通学区域に関する規則（以下「三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等」という。）の施行に関し必要なその他の行為は，この規則の施行前においても，三次市立小中学校の管理及び学校教育法の実施に関する規則等の規定により行うことができる。

議決書

議案第63号

三次市立学校設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和6年6月14日

三次市長 福岡 誠志

三次市立学校設置条例の一部を改正する条例（案）

三次市立学校設置条例（平成16年三次市条例第117号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

三次市立甲奴小学校	三次市甲奴町梶田10005番地1
三次市立小童小学校	三次市甲奴町小童3105番地1

」を

「

三次市立甲奴小学校	三次市甲奴町梶田10005番地1
-----------	------------------

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（三次市体育施設設置及び管理条例の一部改正）
- 2 三次市体育施設設置及び管理条例（平成16年三次市条例第128号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

小童小学校屋外運動 場夜間照明施設	三次市甲奴町小童3105番地1
----------------------	-----------------

」を

「

旧小童小学校屋外運 動場夜間照明施設	三次市甲奴町小童3105番地1
-----------------------	-----------------

」に改める。

別表第3中

「

小童小学校屋外運動場

」を

「

旧小童小学校屋外運動場

」に改める。

令和6年6月28日原案可決

三次市議会議長山村恵美子

この写しは議決書の原本と相違ありません

令和6年10月10日

三次市議会議長山村恵美子

